

インボイス制度に関するお知らせ 《FIT 制度により当社へ売電されている方への重要なお知らせ》

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2023年10月よりインボイス制度が開始されます。

インボイス制度開始に伴い、FIT 制度にもとづき当社へ売電されております事業者さま（以下、「FIT 発電事業者さま」といいます。）にご対応いただきたい事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. インボイス発行事業者登録について

FIT 発電事業者さまのうち、消費税法に基づく課税事業者*に該当する場合は、インボイス発行事業者登録をお願いしております。

※ 基準期間（個人は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円超の事業者

詳細につきましては、以下の資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」をご覧ください。

<なっとく！再生可能エネルギー>

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_invoice.html

2. インボイス登録番号の当社への報告方法について（2023年5月更新）

インボイス発行事業者の登録をされた場合、税務署から登録番号（以下、「インボイス登録番号」といいます。）が記された「登録通知書」が届きます。

当社においては、FIT 発電事業者さまに毎月お送りしている買取実績等を記載した「購入電力量等のお知らせ(圧着はがき)」に FIT 発電事業者さまのインボイス登録番号を記載する必要があるため、FIT 発電事業者さまから当社に対して、インボイス登録番号をご報告いただく必要がございます。

具体的な報告方法等につきましては、当社から FIT 発電事業者さまに対し 2023 年 4 月以降順次、郵送させていただいておりますインボイス登録番号のご報告方法に関するお知らせ（以下、「DM」といいます。）の記載内容に沿ってご報告いただきますようお願いいたします。

なお、FIT 発電事業者さまにおかれまして、万が一、2023 年 6 月までに DM が届かない場合やご不明点がございましたら、大変お手数ですが、以下の四国電力送配電インボイスコールセンターまでお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

四国電力送配電インボイスコールセンター

電話番号 0120-553-789

受付時間 9:00～17:00（土曜・日曜・祝日は除く）

以 上